

豊橋市立南稜中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月4日

豊橋市立南稜中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート、生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。その結果を蓄積し、経年に渡って生徒の情報や変化が捉えられるようにする。
- ・職員会議で生徒情報、生活サポート情報を行い、教職員の生徒理解を深める。
- ・「性的マイノリティ」である生徒や、見かけや憶測からいわゆる「LGBT」のようだとされる生徒に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要であり、こうした生徒は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・構成的グループエンカウンター・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 南陵中学校校区健全育成会と連携し、いじめ防止標語を募集して生徒のいじめ防止に関する意識の向上を図る。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケートや教育相談を定期テスト前に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 家庭に持ち帰って行ういじめアンケートを年2回実施し、いじめに関する訴えを学校に伝えやすい環境を整える。(Google Forms を利用して実施)
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 校内相談室を整備し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会（校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、当該担任・部活動顧問等）」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応するとともに、保護者に事実関係を迅速に報告する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員は、生徒のささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携して行う。
- ク いじめが解決したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行うとともに、事後指導や現在の学校生活の様子を保護者へ伝える。
- ケ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するためチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- コ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容は、いじめ早期発見・対応マニュアルに沿って確実に行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「南稜中学校いじめ調査委員会（校長，教頭，教務主任，校務主任，当該学年主任，生徒指導主事，生活サポート主任，養護教諭，当該担任・部活動顧問等）」を設置し，事案に応じてスクールカウンセラー，市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童生徒，保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り，加害・被害双方の児童生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては，PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し，実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを適宜実施し，生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し，児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

